省　　令

**○総務省
国土交通省令第二号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省農林水産省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式第一面中「㎜」及び注を削る。

別記第二号様式中「㎜」及び注1を削り、注2を注とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十二　（略） 百三十二の二　（S）―六―メトキシ―アルファ―メチル―二―ナフタレン酢酸（別名ナプロキセン）及びその製剤。ただし、一錠中（S）―六―メトキシ―アルファ―メチル―二―ナフタレン酢酸として一〇〇㎎以下を含有するものを除く。 百三十二の三～百三十六　（略） **附　則** （施行期日） 1　この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百三十二号の二ただし書に規定する製剤であって、公布の日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	**別表第三**（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～百三十二　（略） 百三十二の二　（S）―六―メトキシ―アルファ―メチル―二―ナフタレン酢酸（別名ナプロキセン）及びその製剤 百三十二の三～百三十六　（略）

○厚生労働省令第百四十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号。以下「整備法」という。）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十